



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

指定管理者の指定（青少年・子ども家庭課）	1
救急病院の告示（医療政策課）	1
肥料の登録の有効期間の更新（営農支援課）	2
公共測量の実施の通知（農地農村整備課）	2
地域森林計画の公表（森林管理課）	2
民有保安林の指定・2件（森林管理課）	2
民有保安林の指定の解除（森林管理課）	3
漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）	3
指定管理者の指定（港湾課）	3
建築基準法に基づく道路の指定の廃止（中部土木事務所）	4
建築基準法に基づく道路の位置の指定・4件（南部土木事務所）	4

### 公 告

開発行為に関する工事の完了・23件（南部土木事務所）	5
----------------------------	---

### 教育委員会事項

指定管理者の指定・2件（生涯学習振興課）	11
----------------------	----

### 監査委員事項

定期監査結果の公表	12
財政的援助団体等監査結果の公表	12

## 告 示

### 沖縄県告示第30号

沖縄県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年沖縄県条例第14号）第6条の規定により、沖縄県立石嶺児童園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年1月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理者となる団体 社会福祉法人偕生会 那覇市首里石嶺町4丁目390番地
- 2 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

### 沖縄県告示第31号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和5年1月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
沖縄県立中部病院	うるま市字宮里281番地	沖縄県	令和5年2月1日	令和8年1月31日

**沖縄県告示第32号**

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和5年1月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者		登録有効期限
				氏名又は名称	住所又は所在地	
沖縄県生 第222号	炭酸カルシウム肥料	どなん炭酸カルシウム	アルカリ分63.1 公定規格のとおり	コーラルインターナショナル株式会社	沖縄県与那国町 字与那国4654番地	令和11年1月15日

**沖縄県告示第33号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県北部農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年1月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 大宜味村（押川地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和4年12月20日から令和5年3月27日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

**沖縄県告示第34号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、令和5年4月1日以降10年間における宮古八重山地域森林計画区の地域森林計画を定めた。

なお、当該計画書を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。

令和5年1月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県告示第35号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年1月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 保安林の所在場所 国頭郡国頭村字伊地満川上原91番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

**沖縄県告示第36号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年1月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 保安林の所在場所 国頭郡国頭村字伊地満川上原92番・102番・106番・108番・109番（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、17番、31番、95番、99番から101番まで、107番
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

**沖縄県告示第37号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和5年1月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 宮古島市伊良部字池間添長山1108番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

**沖縄県告示第38号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和5年1月24日から同年2月7日まで座間味村漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和5年1月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 座間味村字座間味57番地 宮平大地、座間味村字阿嘉108番地 仲村芳明
- 2 加入区 座間味加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 座間味村漁業協同組合

**沖縄県告示第39号**

沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）第19条の規定により、宜野湾港マリーナの指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年1月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理者となる団体 株式会社シーエンジニアリング沖縄 宜野湾市愛知一丁目8番19号
- 2 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

**沖縄県告示第40号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路の指定を次のとおり廃止した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

令和5年1月24日

沖縄県中部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 廃止に係る道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による道路
- 2 廃止の年月日 令和4年11月10日
- 3 廃止に係る道路の位置 読谷村字古堅差門原867番地16、867番地17、867番地18及び867番地19のそれぞれの一部
- 4 廃止に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 25.39メートル
  - (2) 幅員 2.71メートル～4.13メートル

**沖縄県告示第41号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和5年1月24日

沖縄県南部土木事務所長 金 城 利 幸

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和4年6月21日
- 3 指定に係る道路の位置 南城市大里字大里上川原1768番4及び1766番1地先
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 18.20メートル
  - (2) 幅員 4.00メートル

**沖縄県告示第42号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和5年1月24日

沖縄県南部土木事務所長 金 城 利 幸

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和4年9月14日
- 3 指定に係る道路の位置 豊見城市字根差部西原703番11、703番12、703番15及び703番16
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 29.32メートル
  - (2) 幅員 4.00メートル

**沖縄県告示第43号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和5年1月24日

沖縄県南部土木事務所長 金 城 利 幸

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路



- 2 指定の年月日 令和4年10月7日
- 3 指定に係る道路の位置 南城市玉城字堀川穴川原782番5及び782番6並びに字志堅原読山原818番2
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 89.41メートル
  - (2) 幅員 6.00メートル

**沖縄県告示第44号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和5年1月24日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和4年11月7日
- 3 指定に係る道路の位置 糸満市字照屋内原318番6、319番4及び318番6地先
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 29.19メートル
  - (2) 幅員 4.05メートル

**公 告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年1月24日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年10月18日 沖縄県指令南土第534号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字上田原国川原26番3及び26番23
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字南上原414番地4ぐすく春401号 長嶺和代
- 5 検査済証番号 令和4年10月26日 N第1363号
- 6 工事完了年月日 令和4年10月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年1月24日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年1月24日 沖縄県指令南土第44号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字保栄茂保栄茂原63番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字潮平684番地の1ハピネス潮平503号室 與儀翔平、糸満市字潮平684番地の1ハピネス潮平503号室 與儀咲野
- 5 検査済証番号 令和4年10月26日 N第1364号
- 6 工事完了年月日 令和4年10月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

令和5年1月24日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年7月27日 沖縄県指令南土第362号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮城当川原429番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南城市大里字平良2549番地1 比嘉氏共同住宅202 玉城将仁
- 5 検査済証番号 令和4年10月31日 N第1365号
- 6 工事完了年月日 令和4年10月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年1月24日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年8月17日 沖縄県指令南土第414号、令和4年10月26日 沖縄県指令南土第615号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波饒波原94番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字豊見城517番地1 マウンテン豊見城10-3号 岸田匡史
- 5 検査済証番号 令和4年10月31日 N第1366号
- 6 工事完了年月日 令和4年10月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年1月24日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年1月14日 沖縄県指令南土第27号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字高良野原門原71番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平165番地1 丸徳マンションA-206号 野原大輝、八重瀬町字東風平165番地1 丸徳マンションA-206号 野原鈴奈
- 5 検査済証番号 令和4年11月1日 N第1367号
- 6 工事完了年月日 令和4年10月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年1月24日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年3月14日 沖縄県指令南土第188号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字上田原宇志道原189番9
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字伊覇284番地ロイヤルスカイ305号 仲嵩栄、八重瀬町字伊覇284番地ロイヤルスカイ305号 仲嵩真美
- 5 検査済証番号 令和4年11月7日 N第1368号
- 6 工事完了年月日 令和4年10月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年1月24日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年6月3日 沖縄県指令南土第257号、令和3年9月21日 沖縄県指令南土第487号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波当原66番14及び66番4の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市西崎二丁目31番5-301号キャッスルMAKOTO 照屋 優人、糸満市西崎二丁目31番5-301号キャッスルMAKOTO 照屋みなみ
- 5 検査済証番号 令和4年11月7日 N第1369号
- 6 工事完了年月日 令和4年10月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年1月24日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年7月15日 沖縄県指令南土第342号、令和3年9月21日 沖縄県指令南土第486号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波当原66番13
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字糸満1492番地ファーストシャイニングホーム501号室 井上正太
- 5 検査済証番号 令和4年11月8日 N第1370号
- 6 工事完了年月日 令和4年10月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年1月24日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年11月2日 沖縄県指令南土第573号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字国吉国吉原3番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市西崎二丁目7番14-202号グランハイム西崎 神谷武
- 5 検査済証番号 令和4年11月8日 N第1371号
- 6 工事完了年月日 令和4年10月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年1月24日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年8月24日 沖縄県指令南土第488号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字兼城浜川原438番ほか2筆及び440番地先
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市屋富祖二丁目27番18号 宮城勇

- 5 検査済証番号 令和4年11月8日 N第1372号
- 6 工事完了年月日 令和4年10月27日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年1月24日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年12月28日 沖縄県指令南土第678号、令和4年4月18日 沖縄県指令南土第276号（変更）、令和4年8月29日 沖縄県指令南土第498号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字根差部後原345番2ほか19筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 道路、避難通路及び下水道
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 豊見城市字真玉橋327番地 有限会社ゴールデンホーム 代表取締役 外間隆弘
- 5 検査済証番号 令和4年11月8日 N第1373号
- 6 工事完了年月日 令和4年10月24日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年1月24日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年5月20日 沖縄県指令南土第339号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川波佐真原441番ほか3筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 浦添市内間四丁目1番5号 株式会社ローソン沖縄 代表取締役 中西淳
- 5 検査済証番号 令和4年11月10日 N第1374号
- 6 工事完了年月日 令和4年10月27日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年1月24日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年3月2日 沖縄県指令南土第153号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄門原201番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字友寄81番地2 友利アパートB-1 金城正也
- 5 検査済証番号 令和4年11月15日 N第1375号
- 6 工事完了年月日 令和4年11月7日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年1月24日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年12月13日 沖縄県指令南土第646号、令和4年11月14日 沖縄県指令南土第642号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根南浜崎原573番4の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 豊見城市字与根573番地6 合同会社サンセル 代表社員 比嘉英隆
- 5 検査済証番号 令和4年11月15日 N第1376号
- 6 工事完了年月日 令和4年11月14日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年1月24日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年6月15日 沖縄県指令南土第281号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字兼城大名原384番1ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字兼城142番地 大城新吾
- 5 検査済証番号 令和4年11月15日 N第1377号
- 6 工事完了年月日 令和4年11月1日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年1月24日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年10月4日 沖縄県指令南土第514号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川真志久原292番9
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字兼城129番地14ラ・ファミリーユ203 山口博晶、南風原町字兼城129番地14ラ・ファミリーユ203 山口祐子
- 5 検査済証番号 令和4年11月15日 N第1378号
- 6 工事完了年月日 令和4年10月6日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年1月24日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年7月8日 沖縄県指令南土第425号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川神ノ奥原349番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字山川349番地2F 神里良太
- 5 検査済証番号 令和4年11月17日 N第1379号
- 6 工事完了年月日 令和4年10月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年1月24日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年4月18日 沖縄県指令南土第285号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字神里神里原42番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字神里42番地 坂本匠、南風原町字神里42番地 坂本泉
- 5 検査済証番号 令和4年11月21日 N第1380号
- 6 工事完了年月日 令和4年10月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年1月24日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年11月1日 沖縄県指令南土第567号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字富盛大床原850番1ほか5筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字富盛847番地 山城久雄
- 5 検査済証番号 令和4年11月22日 N第1381号
- 6 工事完了年月日 令和4年11月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年1月24日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年2月22日 沖縄県指令南土第136号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平東原841番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平19番地 金城清子
- 5 検査済証番号 令和4年11月22日 N第1382号
- 6 工事完了年月日 令和4年11月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年1月24日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年6月22日 沖縄県指令南土第398号、令和4年11月16日 沖縄県指令南土第646号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字我那覇蔵無地原484番2ほか5筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 豊見城市字豊崎1番地2 ミオビエント豊崎1002号 運天仙之、那覇市松山1丁目3番9号 株式会社セブンイレブン・沖縄 代表取締役 久鍋研二
- 5 検査済証番号 令和4年11月24日 N第1383号
- 6 工事完了年月日 令和4年11月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年1月24日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年2月1日 沖縄県指令南土第72号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄門原198番5及び198番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字屋宜原87番地7フォーエイ・やえせ305号室 伊吉拓麻
- 5 検査済証番号 令和4年11月25日 N第1384号
- 6 工事完了年月日 令和4年11月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年1月24日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年6月20日 沖縄県指令南土第390号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字新垣野山原1278番1ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字照屋1275番地グレイス喜納102 伊波幸治
- 5 検査済証番号 令和4年11月28日 N第1385号
- 6 工事完了年月日 令和4年11月9日

## 教育委員会事項

### 沖縄県教育委員会告示第1号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第7条の規定により、沖縄県立名護青少年の家の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年1月24日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

- 1 指定管理者となる団体 沖縄文化スポーツインベーション株式会社 沖縄市比屋根二丁目15番2号
- 2 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

### 沖縄県教育委員会告示第2号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第7条の規定により、沖縄県立糸満青少年の家の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年1月24日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

- 1 指定管理者となる団体 NIKKEI・DAIKENコンソーシアム  
代表者 専門学校那覇日経ビジネス 那覇市安里1丁目1番53号（設置者 浦添市城間三丁目15番5号 島袋永伸）  
株式会社沖縄ダイケン 那覇市おもろまち1丁目1番12号
- 2 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで



## 監 査 委 員 事 項

### 沖縄県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊1のとおり公表する。

令和5年1月24日

沖縄県監査委員	安 慶 名	均
沖縄県監査委員	新 垣 真	秀
沖縄県監査委員	上 原	章
沖縄県監査委員	山 内 末	子

### 沖縄県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、公益財団法人沖縄県文化振興会ほか31団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊2のとおり公表する。

令和5年1月24日

沖縄県監査委員	安 慶 名	均
沖縄県監査委員	新 垣 真	秀
沖縄県監査委員	上 原	章
沖縄県監査委員	山 内 末	子

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
--	--



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 令和3年度定期監査の結果報告書

# 令和3年度定期監査の結果報告書

## 目 次

### <財務・事務に関する事項>

第1 監査の概要	1
第2 監査の結果	7
第3 監査所見	11
第4 部局別の指摘事項	
【各部局共通】	14
【総務部】	16
【環境部】	17
【子ども生活福祉部】	17
【農林水産部】	18
【商工労働部】	19
【文化観光スポーツ部】	20
【土木建築部】	20
【企業局】	21
【病院事業局】	21
【教育庁】	22

### <工事に関する事項>

第1 監査の概要	23
第2 監査の結果及び所見	24

令和5年1月

沖縄県監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、また同条第2項の規定により県の事務の執行について、沖縄県監査委員監査基準（令和2年沖縄県監査委員告示第1号）に準拠して、監査を実施した。

<財務・事務に関する事項>

第1 監査の概要

1 監査の対象年度及び実施期間

(1) 監査対象年度 令和3年度。ただし、必要がある場合は、その他の年度についても対象とした。

(2) 監査実施期間

ア 実地監査 令和4年1月12日から同年8月26日まで

イ 書面監査 令和4年1月14日から同年10月24日まで

2 監査の実施機関及び実施状況

(1) 部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は別表1のとおりである。

(2) 実地監査の実施機関及び実施状況は別表2のとおりである。

(3) 書面監査の実施機関は別表3のとおりである。

3 監査の着眼点

監査に当たっては、財務に関する事務の執行等が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点として監査を実施した。

また、監査の重点事項を次のとおり定めて実施した。

- (1) 未収金の債権管理について
- (2) 備品の適正な管理について

4 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

(1) 実地監査

監査実施機関に向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

(2) 書面監査

監査実施機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

別表1

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は、次のとおりである。

部局名	監査対象機関数	監査実施機関数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
知事室	7	7	7	0
総務部	17	17	17	0
企画部	9	9	9	0
環境部	6	6	5	1
子ども生活福祉部	21	21	21	0
保健医療部	19	19	14	5
農林水産部	43	43	41	2
商工労働部	15	15	14	1
文化観光スポーツ部	9	9	9	0
土木建築部	23	23	23	0
出納事務局	2	2	2	0
企業事業局	9	9	7	2
病院事業局	9	9	9	0
教育庁	102	102	38	64
警察本部	49	49	43	6
事務局・委員会	8	8	8	0
合計	348	348	267	81

※令和3年度定期監査は、県内における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に鑑み、監査実施機関の一部を実地監査から書面監査に変更して実施した。

実地監査の実施機関及び実施状況は、次のとおりである。

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
知事本庁各課	令和4年5月24～25日	子ども生活福祉部	令和4年3月3日
公室消防学校	" 2月18日	身体障害者更生相談所(知的障害者更生相談所)	" 3月4日
	" 4月19日	計量検定所	" 5月20日
本庁各課	令和4年6月1～3日	平和祈念資料館	" 3月11日
	" 8月19日		" 5月30日
総務事務センター	" 6月22日、24日	本庁各課	令和4年6月7～10日
宮古事務所各課	" 4月19～20日		" 8月16日
八重山事務所各課	" 4月21～22日	北部食肉衛生検査所	" 2月1日
東京事務所	" 5月18日	看護大学	" 2月7日
自治研修所	" 3月11日	総合精神保健福祉センター	" 3月8日
自治研修所	" 5月26日		" 2月17日
名護県税事務所	" 4月26日	中央食肉衛生検査所	" 3月3日
コザ県税事務所	" 4月13日	衛生環境研究所	(書面監査) 令和4年6月13日
那覇県税事務所	" 4月14日	本庁各課	令和4年7月19～22日
自動車税事務所	" 6月22日	北部農林水産振興センター各課	" 8月22日
	" 7月7日	宮古農林水産振興センター各課	" 2月22日、24～25日
	" 7月7日	八重山農林水産振興センター各課	" 5月10～13日
企画部 本庁各課	令和4年5月24～27日		" 7月14日
環境部 本庁各課	" 7月20日		" 5月12～13日、18～19日
	令和4年5月26～27日	農業研究センター	" 3月8日
	" 8月3日	農業研究センター 名護支所	" 5月24日
本庁各課	令和4年7月5～8日	農業研究センター	" 3月2日
	" 8月17日	農業研究センター 宮古支所	" 3月15日
北部福祉事務所	" 2月15日	農業研究センター 石垣支所	" 7月14日
中部福祉事務所	" 2月16日	畜産研究センター	" 3月17日
南部福祉事務所	" 2月22日	森林資源研究センター	" 3月17日
宮古福祉事務所	" 4月21日	水産海洋技術センター	" 5月13日
	" 3月16日	水産海洋技術センター 石垣支所	" 3月2日
八重山福祉事務所	" 3月18日		" 5月13日
女性相談所	" 3月1日		" 3月8日
若夏学院	" 3月2日		" 5月30日
中央児童相談所	" 4月13日		" 3月18日
コザ児童相談所	" 6月8日		" 3月1日
	" 4月13日		" 3月2日
	" 6月13日		" 4月13日
	" 6月13日		" 6月16日

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
出納事務局	令和4年6月24日	病害虫防除技術センター	令和4年3月4日
本庁各課	" 8月2日	中部農業改良普及センター	" 3月9日
石川浄水管理事務所	令和4年7月5～6日	南部農業改良普及センター	" 3月4日
企業局	" 8月8日	農業大学校	" 4月26日
西原浄水管理事務所	" 2月24日	中部農林土木事務所	" 3月15～16日
水質管理事務所	" 2月25日	南部農林土木事務所	" 5月31日
本庁各課	" 2月24日	南部農林土木事務所	" 4月14～15日
本庁各課	令和4年7月19～20日	栽培漁業センター	" 6月8日
	" 8月16日		" 3月8日
北部病院	" 6月21～22日		" 3月1日
中部病院	" 6月13～15日		" 3月15日
南部医療センター・こども医療センター	" 6月28～30日		令和4年5月31日～6月3日
精和病院	" 6月16～17日		" 8月24日
宮古病院	" 6月21～22日		" 3月9日
八重山病院	" 6月16～17日		" 5月24日
本庁各課	令和4年6月7～10日		令和4年7月11～15日
	" 8月17日		" 8月22日
国頭教育事務所	" 2月1日		" 2月17～18日
中頭教育事務所	" 2月14日		" 4月27日
那覇教育事務所	" 4月19日		" 3月15～16日
	" 1月26日		" 5月31日
	" 4月21日		" 4月19～20日
島尻教育事務所	" 1月28日		" 4月21～22日
宮古教育事務所	" 3月11日		" 7月4日
八重山教育事務所	" 3月17日		" 4月21日
	" 7月4日		" 4月21日
辺土名高等学校	" 2月2日		" 4月27日
北山高等学校	" 2月2日		" 4月27日
名護高等学校	" 1月13日		" 4月21日
	" 3月17日		" 4月21日
具志川高等学校	" 1月25日		" 4月27日



第2 監査の結果

監査の結果、各機関における財務に関する事務の執行等については、おおむね適正に行われているが、その一部については是正又は改善を要するものが認められたことから、指摘事項として掲記する。

指摘事項の概要は、次のとおりである。  
 指摘事項の詳細については、「第4 部局別の指摘事項」に記述している。

1 財務に関する事項

指摘の内容	件数	機関名
予算執行中に係る事務が適正でなかったもの (各部局共通)	1	八重山事務所総務課 交通政策課 北部病院 教育庁総務課 浦添商業高等学校 読谷高等学校 (6機関)
不経済な支出を行っていたもの	1	那覇県税事務所 (1機関)
計	2	(7機関)

(2) 収入に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
国庫補助金の請求に係る事務が適正でなかったもの	3	財政課 土木総務課 道路街路課 (3機関)
調達に係る事務が適正でなかったもの	1	アジア経済戦略課 (1機関)
収納に係る事務が適正でなかったもの	1	都市計画・モノ・レベル課 (1機関)
調定又は納入通知書の発行が遅延していたもの (各部局共通)	1	宮古農林水産振興センター農林水産整備課 文化振興課 北部土木事務所 南部土木事務所 八重山土木事務所 (5機関)
徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの	13	税務課 管財課 宮古事務所県税課 コザ県税事務所 八重山事務所県税課 名護県税事務所 環境整備課 那覇県税事務所 自動車・子ども家庭課 障害福祉課 保護・援護課 青少年・子ども家庭課 陸上競技課 北部福祉事務所 中部福祉事務所 南部福祉事務所 宮古福祉事務所 八重山福祉事務所 中央児童相談所 コザ児童相談所 農政経済課 水産課 中小企業支援課 企業地推進課 住宅課 (24機関)
督促状を発行していなかったもの	2	中部土木事務所 中頭教育事務所 (2機関)
医業未収金の徴収に努力を要するもの	1	病院事業経営課 北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 宮古病院 八重山病院 精和病院 (7機関)
証紙収納に係る事務が適正でなかったもの	3	宮古事務所総務課 中部福祉事務所 宮古農林水産振興センター農林水産整備課 (3機関)
計	25	(46機関)

(3) 支出に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
支出負担行為の時期が適正でなかったもの (各部局共通)	1	地域保健課 農地農村整備課 宮古農林水産振興センター農林水産整備課 マーケティング戦略推進課 観光振興課 スポーツ振興課 都市公園課 (7機関)
支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの (各部局共通)	1	子育て支援課 農政経済課 中小企業支援課 議会事務局 (4機関)
支出事務が適正でなかったもの	2	水産課 企業局経理課 (2機関)
支払が遅延していたもの	1	財政課 (1機関)
給与が過不足払いとなっていたもの	6	コザ県税事務所 八重山農林水産振興センター農林水産整備課 都市公園課 北部病院 中部病院 八重山病院 (6機関)
給与の支払が遅延していたもの	1	八重山事務所県税課 (1機関)
資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	1	東京事務所 (1機関)
報酬・報償費が不足払いとなっていたもの	2	職員厚生課 中部病院 (2機関)
計	15	(24機関)

(4) 契約に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予定価格に係る事務が適正でなかったもの (各部局共通)	1	水産漁洋技術センター 八重山農林高等学校 (4機関)
契約事務が適正でなかったもの (各部局共通)	1	宮古農林水産振興センター農林水産整備課 宮古土木事務所 配水管理課 宮古病院 那覇教育事務所 南部商業高等学校 (7機関)
計	2	(11機関)



(5) 工事に関するもの

指箇の内容	件数	機関名
積算を誤っていたもの	2	MICE推進課 施設建築課 (2機関)
計	2	(2機関)

(6) 財産に関するもの

指箇の内容	件数	機関名
公有財産の管理が適正でなかったもの	1	森林管理課 (1機関)
公有財産台帳の管理が適正でなかったもの (各部局共通)	1	平和記念資料館 地域保健課 中央家畜保健衛生所 文化振興課 空港課 都市公園課 首里城復興課 那覇みらい支援学校 (8機関)
公有財産の管理について手続が適正でないもの	3	農業研究センター 中央卸売市場 南部商業高等学校 (3機関)
備品の管理が適正でなかったもの (各部局共通)	1	消防学校 管財課 看護大学 文化振興課 南部土木事務所 (5機関)
備品台帳の管理が適正でなかったもの	2	農業研究センター ものづくり振興課 (2機関)
備品の処分手続が適正でなかったもの	1	中央家畜保健衛生所 (1機関)
備品貸付けの手続が適正でなかったもの	2	中部農林土木事務所 産業政策課 (2機関)
備品の利活用がなされていないもの	1	産業政策課 (1機関)
切手等の管理が適正でなかったもの	1	障害福祉課 (1機関)
計	13	(24機関)

(7) その他

指箇の内容	件数	機関名
出納員以外の者に出納業務をさせていたもの	1	難島児童生徒支援センター (1機関)
計	1	(1機関)

2 事務に関する事項

指箇の内容	件数	機関名
勤務管理等が適正でなかったもの	1	南部福祉事務所 (1機関)
計	1	(1機関)

3 部局別指箇件数

部局別の指箇件数は、次のとおりである。

部局名	財務に関する事項						事務に関する事項	合計		
	予算	収入	支出	契約	工事	財産		その他	R3	R2
知事公室								0	1	△ 1
総務部	1	4	5					10	5	5
企画部								0	0	0
環境部		1						1	1	△ 1
子ども生活福祉部		4			1			5	6	0
保健医療部								0	0	△ 5
農林水産部		3	2			6		11	9	2
商工労働部		4				3		7	7	0
文化観光スポーツ部					1			1	1	0
土木建築部		6	1		1			8	7	1
出納事務局								0	0	0
企業局			1					1	1	0
病院事業局		1	4					5	8	△ 3
教育庁		1				1	1	3	3	△ 5
警察本部								0	0	0
事務局・委員会								0	0	0
各部局共通	1	1	2	2		2		8	4	4
合計	2	25	15	2	2	13	1	60	1	61
増	0	23	20	6	0	8	1	58	4	62
減	2	2	△ 5	△ 4	2	5	0	2	△ 3	△ 1

### 第3 監査所見

財務に関する事務の執行等については、一部に是正又は改善を要する事項が認められた。

指摘事項の中には、予算執行向を行っていないもの、支出負担行為が遅れているもの、給与の過不足払いがあったもの、予定価格調書を作成していなかったもの、公有財産台帳等に登記していなかったものなど、基本的な誤りについて繰り返し指摘されている事項が多く含まれていた。

また、複数の部局で国庫補助金の繰越や実績報告等の手続において誤った金額を報告したため、本来、国から交付される補助金の受入れができず、一般財源や翌年度の国庫補助金を充当する事案が発生した。

これらの事項は、事務処理マニュアルの活用やチェックが適切に行われていれば、避けることができただけのものと思われる。

事務の執行に当たっては、各職員が財務関係法規等を遵守し、それぞれの職責を適切に果たす必要がある。また、職員の個人的な経験や能力に関わらず、事務を適正、効率的かつ効果的に継続して遂行できるようにするためには、マニュアルやチェック体制の整備、階層別研修の充実など組織的に対応する必要がある。加えて、内部統制制度を有効に活用し、財務事務の現状を点検、評価するとともに、不断に必要な改善を行うことにより、リスクの発現を未然に防止できる体制を構築していただきたい。

#### 1 予算事務の適正化について

予算執行向は契約を締結する段階の準備行為を行う際の承認手続であり、予算執行向には必要事項を適切に記載するとともに、適時に決裁を受け、執行予定額を超過することのないよう執行状況の管理を徹底していただきたい。

#### 2 収入事務の適正化について

##### (1) 収入未済額の縮減等について

一般会計の収入未済額は29億4,912万円で、前年度より12億3,475万円（29.5%）減少している。特別会計の収入未済額は31億8,037万円で、前年度より1億4,348万円（4.3%）減少している。

病院事業会計の医業未収金（個人負担分）は15億9,921万円で、前年度より1,855万円（1.2%）増加している。

収入未済額については、縮減に向けた対策が進められているが、依然として多額であるため、その縮減は、住民負担の公平性と財源確保の観点から重要な課題であ

る。収入未済額については、発生防止の方策の検討や滞納者の実態把握に努め、債権管理マニュアルに沿った適切な債権管理を行うとともに、関係機関等との連携強化を図るなど、効率的な徴収対策を講ずることにより、引き続きその縮減と発生防止に努めていただきたい。

##### (2) 国庫補助金の受入れの遅延等について

自主財源の乏しい本県においては事業実施のための財源として国庫補助金等の受入事務は重要である。しかしながら、繰越や実績報告等の事務処理が適正でなかったため、本来、国から交付される補助金の受入れができず、一般財源や翌年度の国庫補助金を充当する等の事例が見られた。

国庫補助金に関する事務は全庁共通の事務であり、それに誤りが生じた場合、県の財政に大きく影響し、県行政への信頼を損ねることになる。当該事案の発生要因を分析し、所要額を適時、確実に受け入れることができるよう、進捗管理の徹底、関係部署及び担当職員間の連携体制や事務処理のチェック体制の見直しなど、再発防止策を講じていただきたい。

#### 3 支出事務の適正化について

##### (1) 支出負担行為について

支出負担行為が大幅に遅れていたもの、契約期間終了後に支出負担行為を行っていたもの、出納機関への合議を行っていないものが依然として多く見られた。

支出負担行為は、県が支払の義務を負う行為であり、支出命令に先行して必ず行うべき別個の行為として法定されたものである。また、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号。以下「財務規則」という。）第55条で契約を締結するとき等に支出負担行為を行うこと、第57条で支出負担行為の合議、第58条で支出負担行為の合議の審査、第76条で支出負担行為の確認について、それぞれ定められている。

支出負担行為を行う職員については、手続の遅れ等が財務事務の重大な不備につながりかねないことを十分に認識させるとともに、厳正な取扱いが図られるよう繰り返し指導していただきたい。

##### (2) 給与の支出事務について

職員手当について、10件9名で合計1,060,137円の過不足払い（過払額433,716円、不足払額626,421円）、給与の支払遅延（56,042円）があった。

職員手当の支給に当たっては、誤りが起きやすいケースなど指摘内容の分析、手

エックリストの作成、研修機会の確保等、効果的な対策を講じていただきたい。

#### 4 契約事務の適正化について

予定価格調書を作成していなかったもの、予定価格調書の金額が誤っていたもの、見積書の徴収が適正でなかったもの、合理的な理由もなく分割して随意契約を締結していたもの等があった。

関係法令、財務規則等に基づき、適正な事務処理を行っていただきたい。

#### 5 工事の積算について

工事における積算額を誤ったため、適正な入札が実施されず、再度の入札を行い、当初の入札において落札した業者との契約を解除したものがあつた。チェック体制の見直しなど、再発防止策を講じていただきたい。

#### 6 財産管理の適正化について

公有財産台帳や備品台帳に登記していなかったもの、備品の所在が不明となつていたもの、備品の貸付けの手続が行われていなかったもの等があつた。

県有財産は貴重な行政資源であることから、沖縄県公有財産規則（平成元年沖縄県規則第40号）、財務規則等に基づき、適正な管理に努めていただきたい。

#### 第4 部局別の指摘事項

##### 【各部局共通】

##### 1 財務に関する事項

###### [予算]

###### (1) 予算執行向に係る事務が適正でなかったもの

ア 財務規則に基づき必要な予算執行向を行わずに予算を執行しているものがあつた。

- ・総務部（八重山事務所総務課）
- ・企画部（交通政策課）
- ・病院事業局（北部病院）

イ 予算執行向の執行予定額を上回る支出をしていた。

- ・教育庁（総務課）

ウ 予算執行向の執行予定額に誤って1桁少ない金額を記載していた。

- ・教育庁（浦添商業高等学校）

エ 予算執行向に執行予定額を記載していなかった。

- ・教育庁（読谷高等学校）

###### [収入]

###### (1) 調定又は納入通知書の発行が遅延していたもの

調定又は納入通知書の発行が遅れたことにより収納が遅延していたものがあつた。

- ・農林水産部（宮古農林水産振興センター農林水産整備課）
- ・文化観光スポーツ部（文化振興課）
- ・土木建築部（北部土木事務所、南部土木事務所、八重山土木事務所）

###### [支出]

###### (1) 支出負担行為の時期が適正でなかったもの

契約を締結するときは、支出負担行為を行う必要があるが、これが大幅に遅れていたもの、契約期間終了後に行っていたものがあつた。

- ・保健医療部（地域保健課）
- ・農林水産部（農地農村整備課、宮古農林水産振興センター農林水産整備課）
- ・商工労働部（マーケティング戦略推進課）
- ・文化観光スポーツ部（観光振興課、スポーツ振興課）
- ・土木建築部（都市公園課）

###### (2) 支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの

財務規則において会計課長への合議が必要とされる支出について、合議がなされていないものがあつた。

- ・子ども生活福祉部（子育て支援課）
- ・農林水産部（農政経済課）
- ・商工労働部（中小企業支援課）
- ・議会事務局

【契約】

- (1) **予定価格に係る事務が適正でなかったもの**  
ア 予算執行向の執行予定額が1件100万円以上の場合は予定価格調書を作成する必要があるが、作成されていないかった。  
・農林水産部（水産海洋技術センター）  
・教育庁（浦添商業高等学校）

- イ 予算執行向の執行予定額を上回る金額で予定価格調書が作成されていた。  
・病院事業局（精和病院）  
・教育庁（八重山農林高等学校）

(2) **契約事務が適正でなかったもの**

- ア 見積書の徴取時期又は徴取数が適正でなかった。  
・土木建築部（宮古土木事務所）  
・病院事業局（宮古病院）  
・教育庁（南部商業高等学校）

- イ 見積書と異なる金額で契約を締結していた。  
・企業局（配水管理課）

- ウ 合理的な理由もなく分割して随意契約を締結していた。  
・農林水産部（宮古農林水産振興センター農林水産整備課）

- エ 契約期間満了後に工期の延長契約を行っていた。  
・病院事業局（中部病院）

- オ 消耗品の購入に係る書類（見積書、納品書、検査調書）について、不適切な日付の修正を行っていた。また、納品書の日付が検査調書の納入月日及び検査日の事後となっていた。  
・教育庁（那覇教育事務所）

【財産】

(1) **公有財産台帳の管理が適正でなかったもの**

- ア 工事及び用地買収により取得した財産について、公有財産台帳への登記が行われていなかった。  
・子ども生活福祉部（平和祈念資料館）  
・農林水産部（中央家畜保健衛生所）  
・土木建築部（空港課、都市公園課、首里城復興課）  
・教育庁（那覇みらい支援学校）

- イ 公有財産台帳に工作物の取得額を誤って3桁多く登記していた。  
・農林水産部（中央家畜保健衛生所）

- ウ 公有財産台帳に財産を二重登記していた。  
・文化観光スポーツ部（文化振興課）

- エ 公有財産台帳から財産を誤って削除していた。  
・保健医療部（地域保健課）

(2) **備品の管理が適正でなかったもの**

- ア 重要備品が所在不明となっていた。  
・知事公室（消防学校）  
・総務部（管財課）  
・土木建築部（南部土木事務所）
- イ 耐用年数を経過していない物品が所在不明となっていた。  
・保健医療部（看護大学）  
・文化観光スポーツ部（文化振興課）

【総務部】

1 財務に関する事項

〔予算〕

(1) **不経済な支出を行っていたもの**

- 無償修理が可能ナリース期間内に車両の修繕を行わなかったことにより、修繕料（2件 242,041円）を支払っていた。（那覇県税事務所）

〔収入〕

- (1) **徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの**  
次とおり収入未済額が多額となっているものがあった。

ア	県税	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	(円、%)
令和3年度	142,107,939,780	140,242,983,958	121,778,597	1,756,846,368	98.7		
令和2年度	135,847,956,819	132,940,503,841	125,514,246	2,884,647,582	97.9		
対前年度比	104.6	105.5	97.0	60.9	—		

（税務課、各県税事務所、宮古及び八重山事務所県税課、自動車税事務所）

イ	土地貸付料	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	(管財課)
	44,423,825円	6.1%	△0.9%		

(2) **国庫補助金の請求に係る事務が適正でなかったもの**

- 沖縄振興特別推進交付金（ソフト交付金）において、令和3年度の国への実績報告及び請求事務の一部が適正に行われていなかった。

(3) **証拠収納に係る事務が適正でなかったもの**

- 証拠収納簿に登記していないものがあった。（宮古事務所総務課）

〔支出〕

(1) **給与が不足払いとなっていたもの**

- 会計年度任用職員の期末手当の支給に当たって、臨時的任用職員としての任用期間が加味されおらず、140,548円の不足払いとなっていた。（コザ県税事務所）

- (2) 給与の支払が遅延していたもの  
臨時的就任職員の給与56,042円が支給日から5日遅れて支給されていた。  
(八重山事務所県税課)
- (3) 報酬が不足払いとなっていたもの  
附属機関の委員への報酬について、61,920円の不足払いとなっていた。  
(職員厚生課)
- (4) 支払が遅延していたもの  
加除式図書書の追録の購入(10件 合計1,019,892円)において、支払が1年以上  
遅れていた。  
(財政課)
- (5) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの  
郵便切手の購入に係る支出において、予算執行向で指定した職員以外の者に資金  
を前渡していた。  
(東京事務所)

【環境部】

1 財務に関する事項

〔収入〕

- (1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの  
次のおり収入未済額が多額となっているものがあった。
- |              |             |           |       |
|--------------|-------------|-----------|-------|
| 収入未済額        | 85,045,638円 | 対前年度増加率   | 10.0% |
| 行政代執行に係る求償費用 |             | 測定額に対する割合 | 99.0% |
- (環境整備課)

【子ども生活福祉部】

1 財務に関する事項

〔収入〕

- (1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの  
次のおり収入未済額が多額又は前年度より増加しているものがあった。
- |            |              |                                  |       |         |       |
|------------|--------------|----------------------------------|-------|---------|-------|
| 収入未済額      | 185,038,488円 | 測定額に対する割合                        | 59.0% | 対前年度増加率 | △7.2% |
| 生活保護費返還金   |              | (保護・援護課、北部、中部、南部及び八重山福祉事務所)      |       |         |       |
| 母子父子寡婦福祉資金 | 88,017,923円  | 41.8%                            | △3.5% |         |       |
| 貸付金元利収入    |              | (青少年・子ども家庭課、各福祉事務所)              |       |         |       |
| 児童福祉施設負担金  | 33,872,196円  | 71.1%                            | 23.2% |         |       |
|            |              | (青少年・子ども家庭課、障害福祉課、各福祉事務所、各児童相談所) |       |         |       |
- (2) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの  
証紙収納簿が作成されていないものがあった。  
(中部福祉事務所)

〔財産〕

- (1) 切手等の管理が適正でなかったもの  
レターパックプラスの残数が、郵便切手受払簿と現物で一致しなかった。  
(障害福祉課)
- 2 事務に関する事項
- (1) 勤務管理等が適正でなかったもの  
会計年度任用職員について、労働条件通知書と異なる勤務実態となっているもの  
(南部福祉事務所)  
があった。

【農林水産部】

1 財務に関する事項

〔収入〕

- (1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの  
次のおり収入未済額が多額となっているものがあった。
- |          |              |           |       |         |       |
|----------|--------------|-----------|-------|---------|-------|
| 収入未済額    | 247,687,258円 | 測定額に対する割合 | 91.4% | 対前年度増加率 | △8.6% |
| 農業改良資金   |              | (農政経済課)   |       |         |       |
| 貸付金元利収入  |              |           |       |         |       |
| 沿岸漁業改善資金 | 31,995,969円  | 90.3%     | △5.1% | (水産課)   |       |
| 貸付金元利収入  |              |           |       |         |       |
- (2) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの  
漁港使用料について沖縄県漁港管理条例(昭和50年沖縄県条例第33号)に定めら  
れた時期より遅れて証紙を収納していた。  
(宮古農林水産振興センター農林水産整備課)

〔支出〕

- (1) 支出事務が適正でなかったもの  
内水面漁場管理委員会の委員への旅費について、職員の私費による支払が行われ  
ているものがあった。
- (2) 給与が不足払いとなっていたもの  
育児休業を取得した会計年度任用職員の期末手当の支給に当たって、育児休業期  
間中の除算率を誤ったため、55,495円の不足払いとなっていた。  
(八重山農林水産振興センター農林水産整備課)
- 〔財産〕
- (1) 公有財産の管理が適正でなかったもの  
保安林指定の解除により普通財産となった土地について、貸付契約が締結されな  
いまま土地を使用させていた。また、当該財産に係る経緯、現況等を把握するため  
の資料が整理されていなかった。



(2) 公有財産の管理について手続が適正でないもの

ア 外灯ポールの取替及び設置において、公有財産規則等に基づく手続を行っていない（中央卸売市場）  
なかった。

イ 自動販売機の設置に当たり、貸付契約に係る決裁を受けていなかった。  
（農業研究センター）

(3) 備品台帳の管理が適正でなかったもの

備品台帳の取得価格を消費税抜きの金額で登記しているものがあった。  
（農業研究センター）

(4) 備品貸付けの手続が適正でなかったもの

使用場所が与勝地下ダム事務所とされている備品（取得価格2,412,945円）について、貸付けの手続がなされていなかった。  
（中部農林土木事務所）

(5) 備品の処分手続が適正でなかったもの

乾式臨床化学分析装置（取得価格1,995,000円）の処分の際、物品管理課長の決裁を受けていなかった。  
（中央畜産保健衛生所）

【商工労働部】

1 財務に関する事項

〔収入〕

(1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

次のおり収入未済額が多額となっているものがあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
ア 小規模企業者等設備導入資金 貸付元利収入	2,560,152,048円	86.3%	△4.1% （中小企業支援課）

イ 建物明渡訴訟に係る損害金 36,525,000円 100.0% 0.0%  
（企業立地推進課）

ウ 国際物流拠点産業集積地域那覇地区  
損害金等諸収入 49,987,440円 30.2% △1.5%  
（企業立地推進課）

(2) 調定に係る事務が適正でなかったもの

那覇空港貨物ターミナル株式会社からの株式配当金について、本来非課税である所得税分1,531,500円が控除された額で調定していた。  
（アジア経済戦略課）

〔財産〕

(1) 備品台帳の管理が適正でなかったもの

おきなわ工芸の社で使用予定の備品の一部について、備品台帳への登記が行われていなかった。  
（ものづくり振興課）

(2) 備品貸付けの手続が適正でなかったもの

使用場所として外部機関等が登記されている備品99点（取得価格111,272,961円）の貸付けの手続が確認できなかった。  
（産業政策課）

(3) 備品の利活用がなされていないもの

平成23年度から平成28年度までに行われた事業において取得した備品（取得価格合計272,168,500円）について、事業終了後に活用されないうまま維持経費が支払われ、令和3年度には1,852,183円を支出していた。  
（産業政策課）

【文化観光スポーツ部】

1 財務に関する事項

〔工事〕

(1) 積算を誤っていたもの

沖縄コンベンションセンター展示棟受変電設備改修工事において積算の誤りがあったため、適正な入札が実施されず、再度の入札を行うこととなった。

このため、当初の入札において落札した業者との契約を解除する必要が生じ、本来なら支払う必要の無い3,869,791円を支出することとなった。  
（MIC E推進課）

【土木建築部】

1 財務に関する事項

〔収入〕

(1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

次のおり収入未済額が多額となっているものがあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
ア 県営住宅使用料	443,746,434円	8.1%	△10.7%（住宅課）

イ 県営住宅駐車場使用料 31,672,479円 9.4% △1.7%（住宅課）

(2) 督促状を発行していなかったもの

港湾施設使用料（宜野湾港マリナー）について、納入期限到来後11ヶ月以上経過しているが督促状が発行されず、滞納整理票も作成されていないものがあった。  
（中部土木事務所）

(3) 国庫補助金の請求に係る事務が適正でなかったもの

ア 沖縄振興公共投資交付金事業（市町村事業）に係る令和2年度から令和3年度への繰越手続において、繰越額を過少に算出し国に報告していたため、同交付金127,310,787円の受入れができず、一般財源から支出していた。  
（土木総務課、道路街路課）

イ 沖縄振興公共投資交付金事業に係る令和元年度から令和2年度への繰越手続の一部が適正に行われていなかったため、同交付金87,269,805円の受入れが令和4年3月となっていた。  
（道路街路課）

- (4) **収納に係る事務が適正でなかったもの**  
都市モノレール建設事業資金貸付金について、平成29年3月に請求すべきであった償還金1,776,563円を令和4年3月に請求していた。また、これ以外に過年度分の請求を行っていないものがあった。  
(都市計画・モノレール課)

**【支出】**

- (1) **給与が過払いとなっていたもの**  
会計年度任用職員の期末手当の支給に当たって、在職期間が支給要件を満たさない職員に支給したため、55,495円の過払いとなっていた。  
(都市公園課)

**【工事】**

- (1) **積算を誤っていたもの**  
県営赤道団地建替工事(第1期・建築2工区)において積算の誤りがあったため、適正な入札が実施されず、再度の入札を行うこととなった。  
(施設建築課)

**【企業局】**

1 財務に関する事項

**【支出】**

- (1) **支出事務が適正でなかったもの**  
不動産鑑定士への報酬の支払に当たって、所得税を源泉徴収せずに支払っていた。  
(経理課)

**【病院事業局】**

1 財務に関する事項

**【収入】**

- (1) **医業未収金の徴収に努力を要するもの**  
令和3年度末における医業未収金(個人負担分)は、前年度末より18,545,609円(1.2%)増加し1,599,211,214円となっていた。(病院事業経営課、各県立病院)

**【支出】**

- (1) **給与が過不足払いとなっていたもの**  
手当の支給について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。  
ア 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、除算期間を誤ったため、職員Aについては155,899円の過払い、職員Bについては92,770円の不足払いとなっていた。(北部病院)  
イ 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、除算期間を誤ったため、職員Aについては110,815円、職員Bについては36,529円それぞれ不足払いに、職員Cについては期末手当で141,692円の過払い、勤勉手当で190,264円の不足払いとなっていた。(中部病院)  
ウ 期末手当の支給に当たって、除算期間を誤ったため、80,630円の過払いとなっていた。(八重山病院)

- (2) **報償費が不足払いとなっていたもの**  
報償費の支給に当たって、勤務した時間数を誤ったため、71,500円の不足払いとなっていた。  
(中部病院)

**【教育庁】**

1 財務に関する事項

**【収入】**

- (1) **督促状を発行していなかったもの**  
住居手当の過払いによる返納について、納入期限到来後6ヶ月以上督促状が発行されず、滞納整理表も作成されていなかった。  
(中頭教育事務所)

**【財産】**

- (1) **公有財産の管理について手続が適正でないもの**  
バックネットの撤去について、公有財産規則に基づき用途廃止及び処分の手続を行っていないかった。  
(南部商業高等学校)

**【その他】**

- (1) **出納員以外の者に出納業務をさせていたもの**  
財務規則で定められた者以外の者に出納員の業務をさせていた。  
(離島児童生徒支援センター)



＜工事に関する事項＞

第1 監査の概要

1 監査の対象年度及び実施期間

- (1) 監査対象年度 令和3年度。ただし、必要がある場合は、その他の年度についても監査の対象とした。
- (2) 監査実施期間 令和4年8月26日から同年9月30日まで

2 監査の実施機関及び実施状況

- (1) 監査実施機関 土木建築部6機関、農林水産部4機関、企業局1機関の計11機関の20工事を対象として監査を実施した。

(2) 監査実施状況

監査実施機関	監査実施期日	工事名
施設建築課	令和4年9月9日 " 9月13日 ～9月14日	沖縄工芸産業振興拠点施設（仮称）新築工事（建築） 高度衛生管理型荷捌施設新築工事（建築1工区） 県立那覇△特別支援学校（仮称）新築工事（建築1工区）
北部土木事務	令和4年9月2日 " 9月7日	国道449号道路改良工事（本部北道路R1-1工区） 屋部川河道掘削工事（R3-1）
中部土木事務	令和4年8月26日 " 8月30日 ～8月31日	県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その2） 幸地インター線道路改良工事（R2-2） 県道37号線屋慶名橋補修工事（R2）
南部土木事務	令和4年9月22日 " 9月28日 ～9月29日	東風平大橋補修工事（R1-2） 南部管内交差点改良工事（R2-1工区） R2南部東道路交通安全施設設置工事
八重山土木事務	令和4年9月15日 " 9月20日	石垣空港線道路改良工事（R2-1工区）
下水道事務所	令和4年9月1日 " 9月6日	那覇浄化センター最終沈殿池築造工事（1工区）
北部農林水産振興センター	令和4年9月2日 " 9月8日	真喜屋地区土砂崩壊防止工事（R1線）
中部農林土木事務所	令和4年8月26日 " 8月30日	平安名4期地区地すべり対策工事（R2-1）
南部農林土木事務所	令和4年9月27日 " 9月30日	中山・志堅原地区貯水池工事（R2） 雄樋川2期地区畑地かんがい施設工事（R2-1）
八重山農林水産振興センター	令和4年9月15日 " 9月21日	石垣漁港第15突堤及び道路護岸（3）整備工事（R3） 川原地区農地保全施設整備工事（R2）
企業局建設課	令和4年9月1日 " 9月6日	海水淡水化センター中央監視制御設備工事（その3）

3 監査の着眼点

監査に当たっては、監査対象工事の執行が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるように行われているか、特に、計画、設計、契約、施工、検査等の各段階において、適正かつ安全に行われているかを着眼点として監査を実施した。

4 監査の実施方法

監査は、関係書類や現地の確認、担当職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。  
技術面からの監査については、工事技術調査業務を委託し、委託先の技術士の調査結果を参考として実施した。

第2 監査の結果及び所見

各機関の工事については、おおむね適正に行われているが、その一部については是正又は改善を要するものが認められたことから、次のとおり指摘事項として掲記する。  
今後とも、法令遵守等を徹底し適正な工事の執行に努めていただきたい。

1 設計・施工・検査等で改善を要するもの

- (1) 幸地インター線道路改良工事（R2-2）において、当初設計の地盤改良対象土量等に誤りがあったため、変更後の契約金額が当初の61.0%増となっていた。今後は適正な設計となるよう精査を確実に実施し、工事を発注する必要がある。  
(中部土木事務所)
- (2) 県道37号線屋慶名橋補修工事（R2）において、工事開始前の河川管理者との工法協議が漏れていたため工法に変更が生じ、変更後の契約金額が当初の48.7%増となっていた。工事の重要な事項については、事前に関係者と十分に協議を行う必要がある。  
(中部土木事務所)
- (3) 那覇浄化センター最終沈殿池築造工事（1工区）において、工事現場の排水が、水質汚濁防止法に定められた基準の範囲内となっているか測定せずに排出されていた。今後は法令の基準に適合しているか測定し、排水を行う必要がある。  
(下水道事務所)
- (4) 平安名4期地区地すべり対策工事（R2-1）において、当初設計に必要な機材等の計上が漏れていたことが、契約金額の増額変更の一因となっていた。今後は適正な設計となるよう精査を確実に実施し、工事を発注する必要がある。  
(中部農林土木事務所)

2 安全・安心への配慮が必要なもの

- (1) 屋部川河道掘削工事（R3-1）において、出水時や津波時の対応が特記仕様書に規定されていたなかった。また、荒天時の中止基準が施工計画書に明示されていないものがあった。今後、県は出水時等の対応について、作業員や資機材等の退避などの適切な防災措置の内容を特記仕様書に定めるとともに、受注者に中止基準を施工計画書に明示するよう指導する必要がある。  
(北部土木事務所)

- (2) 那覇浄化センター最終沈殿池築造工事（1工区）において、手すりの未設置や開口部の養生漏れなど、事故につながっている状態であったことが月に1度受注者が実施する社内パトロールで指摘されていた。日常的な管理の中で、県及び受注者は事故の未然防止に努める必要がある。  
(下水道事務所)
- (3) 沖縄工業振興拠点施設（仮称）新築工事（建築）、高度衛生管理型荷捌施設新築工事（建築1工区）、県立那覇A特別支援学校（仮称）新築工事（建築1工区）、那覇浄化センター最終沈殿池築造工事（1工区）において、県は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第2項に基づく「統括安全衛生管理義務者」を指名していなかった。今後は複数の請負工事を混在・並行作業で行う場合は、統括安全衛生管理義務者を指名する必要がある。  
(施設建築課、下水道事務所)
- (4) 真喜屋地区土砂崩壊防止工事（R1線）において、現場は斜面地であり、工期には出水期が含まれているため、台風や豪雨の際には警戒が必要であるが、特記仕様書や施工計画書に、荒天時の留意点や工事中止基準が示されていないかった。今後は特記仕様書に適正に記載するとともに、受注者に施工計画書への記載を指導する必要がある。  
(北部農林水産振興センター)
- (5) 平安名4期地区地すべり対策工事（R2-1）において、鋼管杭打設について、削孔液を使用しなくても孔壁が保持されることを計算書で確認しないまま、空堀により施工していた。また、施工計画書において、鋼管杭打設や汚濁防止膜設置の作業に係る安全管理上必要な図面の作成と作業手順の事前検討が不十分であった。今後は工法の安全性の確認や事前の安全管理の検討を徹底する必要がある。  
(中部農林土木事務所)

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
---	--



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 令和3年度財政的援助団体等監査の結果報告書

# 目次

## 第1 監査の概要

1 監査の対象年度及び実施期間	1
2 監査の実施団体及び実施状況	1
3 監査の着眼点	1
4 監査の実施方法	1

## 第2 監査の結果及び所見

1 監査の結果	4
2 監査所見	5

## 第3 監査実施団体の財政的援助等の概要

1 公益財団法人沖縄県文化振興会	7
2 沖縄県森林組合連合会	8
3 公益財団法人おきなわ女性財団	8
4 一般財団法人沖縄セルブセンター	9
5 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会	9
6 沖縄県男女共同参画センター管理運営団体	10
7 公益財団法人沖縄県生活衛生営業指導センター	10
8 公益財団法人沖縄県畜産振興公社	11
9 公益社団法人沖縄県糖業振興協会	12
10 沖縄県土地改良事業団体連合会	13
11 公益財団法人沖縄県産業振興公社	13
12 一般財団法人沖縄 I T イノベーション戦略センター	14
13 沖縄県中小企業団体中央会	15
14 バイオセンター運営共同体	15
15 A N A スカイビルサービス株式会社	16
16 沖縄国際物流拠点うるま地区管理運営企業体	16
17 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアム	17
18 公益財団法人沖縄県スポーツ協会	17
19 株式会社コンベンションリンクエージ	18
20 ザ・テラスホテルズ株式会社	18
21 沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズ	18
22 一般財団法人沖縄美ら島財団	19
23 沖縄県住宅供給公社	20
24 沖縄県住宅供給公社・株式会社山浩商事指定管理業務共同企業体	21
25 沖縄県土地開発公社	21
26 宮古空港ターミナル株式会社	21
27 株式会社クリード沖縄	22
28 サンライズリゾート与那原マリーナ管理運営共同企業体	22
29 学校法人K B C 学園	23
30 特定非営利活動法人ばんず	23
31 特定非営利活動法人八重山星の会	24
32 公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議	24

# 令和3年度財政的援助団体等監査の結果報告書

令和5年1月  
沖縄県監査委員

## 第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第87号）第199条第7項の規定により県の財政的援助団体等の出納その他の事務の執行について、沖縄県監査委員監査基準（令和2年沖縄県監査委員告示第1号）に準拠して、監査を実施した。  
監査の概要は、次のとおりである。

### 1 監査の対象年度及び実施期間

- (1) 監査対象年度 令和3年度
- (2) 監査実施期間 令和4年9月1日から同年10月26日まで

### 2 監査の実施団体及び実施状況

監査を実施した団体は、別表のとおりである。  
監査の実施団体は、財政的援助団体等監査実施要領の別記1「財政的援助団体等監査実施選定基準」に基づき、これまでの監査実施状況等も踏まえ選定した。

### 3 監査の着眼点

監査に当たっては、財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、その目的に沿って行われているかを着眼点として監査を実施した。

### 4 監査の実施方法

団体から提出された監査調書をもとに、関係書類の確認や団体及び県の所管課から説明を聴取するなどの方法により実施した。

## (別表)

監査の実施団体及び実施状況は、次のとおりである。

監査実施団体		監査実施期日	財政的援助等の内容
<b>総務部・文化観光スポーツ部所管</b>			
1	公益財団法人沖縄県文化振興会 (沖縄県公文書館)	令和4年9月1日 令和4年10月25日	出資・指定管理 補助金
<b>環境部所管</b>			
2	沖縄県森林組合連合会 (沖縄県平和創造の森公園)	令和4年9月2日	指定管理・補助金
<b>子ども生活福祉部所管</b>			
3	公益財団法人おきなわ女性財団	令和4年9月8日 令和4年10月25日	出資
4	一般財団法人沖縄県セルゼセンター	令和4年9月6日	出資
5	社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会 (沖縄県総合福祉センター)	令和4年9月6日	指定管理・補助金
6	沖縄県男女共同参画センター管理運営団体 (沖縄県男女共同参画センター)	令和4年9月7日	指定管理
<b>保健医療部所管</b>			
7	公益財団法人沖縄県生活衛生営業指導センター	令和4年9月13日	出資・補助金
<b>農林水産部所管</b>			
8	公益財団法人沖縄県畜産振興公社	令和4年9月14日 令和4年10月25日	出資・補助金
9	公益社団法人沖縄県精業振興協会	令和4年9月1日 令和4年10月5日	出資・補助金
10	沖縄県土地改良事業団体連合会	令和4年9月15日	補助金
<b>商工労働部所管</b>			
11	公益財団法人沖縄県産業振興公社	令和4年9月16日	出資・補助金 損失補償・貸付金
12	一般財団法人沖縄 I T イノベーション戦略センター	令和4年9月20日 令和4年10月26日	出資・補助金
13	沖縄県中小企業団体中央会	令和4年9月21日	補助金・貸付金
14	バイオセンター運営共同体 (沖縄健康バイオテックノロジー研究開発センター)	令和4年9月27日	指定管理
15	A N A スカイビルサービス株式会社 (航空機整備施設)	令和4年9月22日	指定管理
16	沖縄国際物流拠点うるま地区管理運営企業体 (沖縄国際物流拠点産業集積地域うるま地区区内賃貸工場及びうるま地区内企業立地サポートセンター)	令和4年9月16日	指定管理
17	沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアム (沖縄情報通信センター)	令和4年9月27日	指定管理

## 第2 監査の結果及び所見

### 1 監査の結果

前記の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、その目的に沿って行われていると認められた。しかしながら、一部について、是正又は改善を要するものが認められたので、次のとおり指摘事項として掲記する。

#### (1) 会計事務等に関するもの

- ア 会計事務に改善を要するもの
- (7) 一般財団法人沖縄県セラブセンターでは、令和3年度障害者工賃向上支援事業の委託契約(2,656,500円)において、決裁を経ることなく、契約を締結していた。(子ども生活福祉部所管)
- (4) 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会では、沖縄県総合福祉センター一警備保安業務委託契約(8,677,000円)において、月毎の支払額を誤ったため、年額で99,000円の過払いとなっていた。(子ども生活福祉部所管)
- (7) 一般財団法人沖縄美ら島財団では、首里城公園の防火管理者への防火管理者手当が支給されていないかった。(土木建築部所管)
- (5) サンライズリゾート与那原マリーナ管理運営共同企業体(与那原マリーナ)では、次のとおり会計事務が適正でないものがあった。
- a 一般廃棄物の塵芥処理請負契約(月額12,960円)において、増額変更契約を行わず、支払い(月額14,300円)をしていた。
- b 産業廃棄物の書面での処理委託契約を締結せずに、産業廃棄物の処理委託を行わせていた。(土木建築部所管)
- イ 徴収に努力を要するもの
- 沖縄県住宅供給公社では、賃貸住宅等に係る家賃等の令和3年度末の未収金が55,370,748円となっており、前回監査時点(平成30年度)より42,475,666円減少しているが、依然として多額となっていた。

#### (2) 公の施設の管理に関するもの

- ア 公の施設の管理に改善を要するもの
- (7) 株式会社コンベンションリンクエージ(沖縄コンベンションセンター)では、監査時点において消防法(昭和23年法律第186号)に基づく消防用設備等の点検で確認された不良箇所の修繕を一部行っていないかった。(文化観光スポーツ部所管)

監査実施団体	監査実施期日	財政的援助等の内容
<b>文化観光スポーツ部所管</b>		
18 公益財団法人沖縄県スポーツ協会	令和4年9月15日	補助金
19 株式会社コンベンションリンクエージ (沖縄コンベンションセンター)	令和4年9月2日	指定管理
20 ザ・テラスホテルズ株式会社 (万国津梁館)	令和4年9月22日	指定管理
21 沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズ (沖縄空手会館)	令和4年9月7日	指定管理
<b>文化観光スポーツ部・土木建築部・教育庁所管</b>		
22 一般財団法人沖縄美ら島財団 (沖縄県立博物館・美術館) (県営首里城公園) (沖縄県国営沖縄記念公園内施設(首里城地区内施設)) (沖縄県国営沖縄記念公園内施設(海洋博覧会地区内施設)) (沖縄県立看護青少年の家)	令和4年9月8日 ～9月9日	指定管理・補助金
<b>土木建築部所管</b>		
23 沖縄県住宅供給公社 (県営住宅：中部A地区、中部B地区、南部地区)	令和4年9月13日 令和4年10月26日	出資・指定管理 貸付金
24 沖縄県住宅供給公社・株式会社山浩商事指定管理業務共同企業体 (県営住宅：北部地区)	令和4年9月14日	指定管理
25 沖縄県土地開発公社	令和4年9月16日	出資
26 宮古空港ターミナル株式会社	令和4年9月6日 令和4年10月11日	出資
27 株式会社クリード沖縄 (西原・与那原マリンパーク)	令和4年9月20日	指定管理
28 サンライズリゾート与那原マリーナ管理運営共同企業体 (与那原マリーナ)	令和4年9月21日	指定管理
<b>教育庁所管</b>		
29 学校法人KBC学園 (沖縄県立糸満青少年の家)	令和4年9月22日	指定管理・補助金
30 特定非営利活動法人ばんず (沖縄県立宮古青少年の家)	令和4年9月7日	指定管理
31 特定非営利活動法人八重山星の会 (沖縄県立石垣青少年の家)	令和4年9月14日	指定管理
<b>警察本部所管</b>		
32 公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議	令和4年9月29日 令和4年10月25日	出資
合計	32団体	

注：監査実施団体欄の( )書きは、指定管理者へ管理を行わせている公の施設名である。  
注：監査実施期日欄の日付が二段書きのものは、下段が監査委員が監査実施団体へ出向き実地監査を行った日である。



(1) サンライズリゾート与那原マリーナ管理運営共同企業体（与那原マリーナ）では、県から貸与を受けている物品について、基本協定書第26条に基づく台帳を整備していなかった。

また、県においては、貸与している物品のうち備品に該当するものを備品台帳に登録していなかった。

イ 公の施設の管理に係る手続に改善を要するもの

(7) 沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第44号）第15条第4項の規定に基づき、県は利用料金を承認したときは、その旨告示することとなっているが、当該告示がなされていなかった。

（文化観光スポーツ部所管）

(1) 万国津梁館の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第45号）第15条第4項の規定に基づき、県は利用料金を承認したときは、その旨告示することとなっているが、当該告示がなされていなかった。

（文化観光スポーツ部所管）

### (3) 補助事業の執行に関するもの

一般財団法人沖縄 I T イノベーション戦略センターでは、令和3年度未来の I T 人材創造事業補助金に係るパソコン貸借契約（231,000円）において、実態と異なる内容で契約を締結していた。

（商工労働部所管）

## 2 監査所見

令和3年度の財政的援助団体等の監査においては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、おおむね適正に執行されていると認められた。しかし、一部の団体においては、会計事務や公の施設の管理等に是正又は改善を要するものが認められた。

県においては、財政的援助等の目的に沿って事業が適正かつ効率的に行えるよう、所管する団体への指導・監督に努めていただきたい。

### (1) 会計事務の適正化について

財政的援助団体等の会計事務において、決裁を経ることなく契約を締結していたもの、契約に基づく支払額を誤っていたもの、手当の一部が支給されていなかったもの、変更契約を行わないまま支払額を増額していたもの、書面での契約を締結せずに産業廃棄物の処理委託を行っていたもの及び補助事業において実態と異なる内容で契約を締結していたものがあった。

また、未収金の徴収に努力を要するものがあった。

各団体においては、関係規程等に基づいた事務処理の適正確保に努めるとともに、チェック体制の強化など再発防止策を徹底する必要がある。

県においては、団体における会計事務の現状を把握し、関係規程等に基づいた適正な業務執行となるよう指導を強化していただきたい。

### (2) 公の施設の管理の適正化について

各団体が管理している公の施設においては、消防法に規定された消防用設備等の修繕を一部実施していないものや備品管理が不適正となっているものがあり、県においては、利用料金の告示がなされていないものがあった。

公の施設は多くの県民に利用される福祉を増進するものであることから、公の施設を管理する指定管理者や出資団体（以下「指定管理者等」という。）においては、各種法令や基本協定に定められた事項を遵守し、施設の維持管理等を適正に実施する必要がある。

また、県においては、関係法令に基づいて適正に事務処理を行う必要がある。

特に、施設の安全管理については、県と指定管理者等の間で責任の範囲を明確に定め、指定管理者等においては日々の点検等で適切な維持管理を行うとともに、県は指定管理者等の管理状況を適時に検証・指導を行い、自らの責任部分の維持管理については、適切かつ迅速に実施するよう努められたい。

### (3) 財政的援助団体等に対する県の指導・監督について

県が出資等を行っている公社等外郭団体は、公益上の必要性や県行政の補完的役割を担う目的で設立されていることから、その設立目的が十分果たせるよう健全な運営を確保する必要がある。

県は、出資法人等について、その自主性を尊重しつつ、設立の趣旨に沿って業務が適正かつ効率的に運営され、県民への行政サービスが向上するよう適切な指導・監督に努めていただきたい。

また、補助金交付団体等に対しては、補助金等の目的に沿って事業が適正に遂行されるよう指導・監督に努めていただきたい。

公の施設の管理については、県自らの事務処理を適正に行うとともに、指定管理者等との連携を密にし、設置目的に沿って利用者へのサービスが安定的、継続的に提供され、更なる向上が図られるよう、指導・監督を行い、あわせて、指定管理者等の経営状況の把握にも努めていただきたい。

### 第3 監査実施団体の財政的援助等の概要

#### 1 公益財団法人沖縄県文化振興会（出資・公の施設の指定管理・補助金）

##### (1) 事業の概要

当法人は、文化、芸術、学術の普及、情報の普及、情報の提供、調査研究、交流等を図り、県民の主体的、創造的な文化活動を支援するとともに、歴史資料として重要な公文書等の管理を総合的に行い、もって本県の文化、芸術、学術の振興に寄与することを目的として、平成5年3月に財団法人として設立され、平成23年4月に公益認定を受けて公益財団法人へ移行したものである。

県は、沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例（平成7年沖縄県条例第6号）第4条の規定により、当法人を指定管理者として平成19年度から引き続き引続きいて沖縄県公文書館の管理を行わせている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 沖縄県芸術文化祭開催事業
- ② おきなわ文学賞事業
- ③ 沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業
- ④ 沖縄県伝統芸能公演支援事業
- ⑤ 文化観光戦略推進事業
- ⑥ 文化活動支援助成事業
- ⑦ 沖縄県公文書館指定管理事業
- ⑧ 公文書関連事業
- ⑨ 市町村等公文書管理支援事業

##### (2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり出資するとともに、指定管理料並びに補助金及び負担金を交付している。

- ア 正味財産への出資  
指定正味財産375,568,113円のうち342,073,000円、91.1%を出資している。

イ 指定管理料の交付

県が沖縄県公文書館の管理に関する年度協定書第3条第1項に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、227,132,000円となっている。

ウ 補助金等の交付

令和3年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県文化振興事業等推進費補助金	70,739,055	51,681,557	人件費、事業費
沖縄県芸術文化祭事業負担金	8,786,603	4,718,000	事業費
<b>合 計</b>	<b>79,525,658</b>	<b>56,399,557</b>	

（単位：円）

#### 2 沖縄県森林組合連合会（公の施設の指定管理・補助金）

##### (1) 事業の概要

県は、沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例（平成10年沖縄県条例第14号）第3条の規定により、当連合会を指定管理者として平成24年度から沖縄県平和創造の森公園の管理を行わせている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 指導事業（県内森林組合育成指導）
- ② 販売事業（県産木材等販売）
- ③ 利用事業（指定管理業務等）
- ④ 購買事業（森林組合への事業物資等供給）

##### (2) 財政的援助等の内容

県は、当連合会に対して次のとおり指定管理料及び補助金を交付している。

ア 指定管理料の交付

県が沖縄県平和創造の森公園の管理に関する年度協定書第3条に基づいて当連合会に対し交付した指定管理料は、33,814,000円となっている。

なお、令和3年度の利用料金収入額は132,100円となっている。

イ 補助金の交付

令和3年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県森林整備担い手対策基金事業補助金	561,704	420,142	林業退職金共済制度助成等

（単位：円）

#### 3 公益財団法人おきなわ女性財団（出資）

##### (1) 事業の概要

当法人は、沖縄県における男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発、女性に関する諸問題の調査研究、女性の社会活動に対する支援等を行うことにより、女性の地位向上及び社会参画の促進を図り、もって男女共同参画社会づくりに寄与することを目的として平成5年12月に財団法人として設立され、平成25年4月に公益財団法人へ移行している。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 男女共同参画社会づくりに関する意識啓発事業
- ② 女性の社会参画支援事業及び男性の地域・家庭参画支援事業
- ③ 女性問題に関する総合的・実践的な調査研究事業
- ④ 女性団体交流ネットワーク事業
- ⑤ 女性の指導者育成事業
- ⑥ 女性情報の収集及び提供に関する事業
- ⑦ 女性問題等に関する相談事業
- ⑧ 男女共同参画推進の拠点となる施設の管理に関する事業

##### (2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して基本財産へ充当した指定正味財産394,347,341円のうち、250,000,000円、63.4%を出資している。

#### 4 一般財団法人沖縄県セルブセンター（出資）

##### (1) 事業の概要

当法人は、沖縄県における障害者就業支援センター、地域活動支援センター及び小規模作業所等の事業振興を図り、利用者自立を促進するとともに、地域における障害者の就労のために必要な事業を展開し、もって障害者の完全参加と平等の実現に寄与することを目的として、平成6年10月に設立された。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 広報・啓発事業
- ② 工賃アップ推進事業
- ③ 法人事業

##### (2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して基本財産へ充当した指定正味財産71,000,000円のうち、51,000,000円、71.8%を出資している。

#### 5 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会（公の施設の指定管理・補助金）

##### (1) 事業の概要

当法人は、沖縄県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の推進及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の振興を図ることを目的に設置された。

県は、民間社会福祉活動の育成等ため補助金を交付するとともに、沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成14年沖縄県条例第48号）第3条の規定により、当法人を指定管理者として平成18年度から沖縄県総合福祉センターの管理を行わせている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 社会福祉を目的とする事業の総合的企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、研究、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導助言及び助成
- ⑤ 市町村社会福祉協議会との相互連絡及び事業の調整
- ⑥ ボランティア活動の振興
- ⑦ 日常生活自立支援事業
- ⑧ 生活福祉資金貸付事業
- ⑨ 社会福祉振興基金の管理運営事業
- ⑩ 福祉人材及び高齢者無料職業紹介事業
- ⑪ 介護福祉士修学資金等貸付事業、保育士修学資金等貸付事業及び児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業
- ⑫ 沖縄県総合福祉センター指定管理運営事業

##### (2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり指定管理料及び補助金を交付している。

ア 指定管理料の交付

県が沖縄県総合福祉センターの管理に関する年度協定書第3条第1項に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、79,224,000円となっている。

なお、令和3年度の利用料金収入額は、18,822,008円となっている。

イ 補助金の交付

令和3年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づき補助金は、次のとおりである。

（単位：円）

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
社会福祉協議会県費補助金	23,451,000	23,451,000	民生委員活動推進
社会福祉活動促進費補助金	157,167,335	152,578,000	福祉活動指導員設置費、日常生活自立支援事業等
高齢者無料職業紹介事業補助金	2,611,275	2,608,000	高齢者を対象とした無料職業紹介事業
介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金	414,727,200	40,019,000	介護福祉士修学資金等貸付
保育対策総合支援事業費補助金	599,564,000	178,728,000	保育士修学資金貸付等事業
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業補助金	31,670,976	3,166,000	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業
生活福祉資金貸付事業補助金	33,157,125,984	33,116,054,000	生活福祉資金貸付事業
合 計	34,386,317,770	33,516,604,000	

#### 6 沖縄県男女共同参画センター—管理運営団体（公の施設の指定管理）

##### (1) 事業の概要

当団体は、沖縄県男女共同参画センターの管理運営業務を営むことを目的として平成24年7月に設立された。

県は、沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第41号）第3条の規定により、当団体を指定管理者として平成24年12月から沖縄県男女共同参画センターの管理を行わせている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 施設維持管理業務
- ② 図書業務
- ③ 自主事業（男女共同参画週間イベント、DV防止週間イベント等）

##### (2) 財政的援助等の内容

県が沖縄県男女共同参画センターの管理運営に関する年度協定書第3条に基づいて当団体に対し交付した指定管理料は、57,374,000円となっている。

なお、令和3年度の利用料金収入額は、11,983,505円となっている。

#### 7 公益財団法人沖縄県生活衛生営業指導センター（出資・補助金）

##### (1) 事業の概要

当法人は、生活衛生関係営業の衛生施設の改善向上、経営の健全化の指導・相談を行うとともに、生活衛生同業組合の自律的活動の促進を図り、併せて利用者又は消費者又は利益の擁護を図ることを目的として設立されている。生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）に基づき、昭和53年に社団法人沖縄県環境衛生環境同業組合協議会が設立され、昭和60年4月に財団法人沖縄県環境衛生営業指導センターに移行、法改正によ

り平成13年に「環境」を「生活」に変更、平成25年4月に公益財団法人に移行し現在に至っている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 相談指導事業（相談室運営事業、税務相談事業、地区生活衛生営業相談指導事業、相談指導顧問設置事業、巡回指導事業、生活衛生関係営業経営改善資金融資等指導事業、生活衛生関係再生特別支援事業）
- ② 健康・福祉対策支援事業
- ③ 後継者育成支援事業
- ④ 情報化整備事業
- ⑤ 消費者等コーネルセンター事業
- ⑥ 知事推薦事務事業
- ⑦ 特別相談員等研修事業

## (2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり資本金を出資するとともに、補助金を交付している。

ア 基本金の出資

基本金5,000,000円のうち、2,000,000円、40.0%を出資している。

イ 補助金の交付

令和3年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区	分	対象事業費	補助金額	事業内容
生活衛生関係営業対策事業費補助金		17,660,154	17,660,154	生活衛生営業指導センター事業費補助金（人件費、事業費）

(単位：円)

## 8 公益財団法人沖縄県畜産振興公社（出資・補助金）

### (1) 事業の概要

当法人は、主要な家畜などの価格安定を図るとともに、生産振興及び流通合理化事業の助成等の措置を講じ、もって畜産及びその関連産業の健全な発展を促進することを目的に、昭和51年3月に設立された。

平成10年4月に沖縄県畜産物価格安定基金協会を統合、平成24年3月に社団法人沖縄県畜産会を統合、平成25年4月に公益認定を受け公益財団法人となっている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 肉用子牛生産者補助金制度
- ② 肉用子牛肥育経営安定交付金制度
- ③ 養豚経営安定交付金制度
- ④ 県産農林水産物輸出体制構築事業
- ⑤ 沖縄県肉用牛経営安定対策補完事業
- ⑥ 種豚等流通円滑化推進緊急対策事業
- ⑦ 沖縄県畜産物学校給食提供推進事業

### (2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり出資するとともに、補助金を交付している。

ア 正味財産への出資

基本金から基本財産に充当した指定正味財産702,850,000円のうち、602,850,000円、85.8%を出資している。

イ 補助金の交付

令和3年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区	分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県肉用牛肥育経営安定特別対策事業補助金		36,580,000	1,554,650	肥育経営者に対する補填金交付
沖縄県肉豚経営安定対策事業補助金		117,331,200	9,386,496	肉豚経営安定対策事業基金造成費
県産肥育ブランド力強化事業補助金		12,595,200	6,297,600	肥育素牛導入費用の補助
沖縄県畜産物学校給食提供推進事業補助金		90,451,467	90,451,467	学校給食への県産畜産物の提供に対する補助
<b>合 計</b>		<b>256,957,867</b>	<b>107,690,213</b>	

## 9 公益社団法人沖縄県糖業振興協会（出資・補助金）

### (1) 事業の概要

当法人は、本県におけるさとうきび生産振興、さとうきび品質取引制度の円滑な運営、分蜜糖及び含蜜糖の糖業振興対策を推進することにより、本県の地域において重要な役割を果たしているさとうきび作農家及び甘蔗糖企業の経営安定に寄与し、もって本県の地域社会の維持・発展に資することを目的に、昭和49年6月に設立された。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① さとうきび生産振興対策の推進
- ② 品質取引推進事業
- ③ 沖縄県糖業振興対策事業

### (2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに、補助金を交付している。

ア 基本金の出資

基本金1,708,425,000円のうち、661,112,000円、38.7%を出資している。

イ 補助金の交付

令和3年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区	分	対象事業費	補助金額	事業内容
さとうきび品質取引推進事業補助金		12,735,102	7,500,000	立会人設置費等
沖縄県糖業振興対策費補助金		991,147,116	638,233,797	分蜜糖振興対策
沖縄県糖業振興対策費補助金		2,204,641,739	2,175,547,933	含蜜糖振興対策
<b>合 計</b>		<b>3,208,523,957</b>	<b>2,821,281,730</b>	

(単位：円)



10 沖縄県土地改良事業団体連合会（補助金）

(1) 補助の目的

市町村や土地改良区等、土地改良事業を行う者の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、その共同の利益を増進させることを目的とする当連合会に対し、県は農業生産基盤と農村生活環境基盤の整備を図り、農業の近代化と農村の振興を期すため、土地改良事業等について補助金を交付している。

(2) 補助事業の内容

令和3年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
土地改良区体制強化事業補助金 (受益農地管理強化対策)	14,370,000	14,370,000	換地事務指導、換地等技術向上研修
土地改良区体制強化事業補助金 (施設・財務管理強化対策)	7,850,000	7,850,000	土地改良施設の診断管理指導等
土地改良施設維持管理適正化事業補助金	12,000,000	6,000,000	土地改良施設維持管理
土地改良調査設計事業補助金	69,900,000	52,425,000	調査・設計等
合 計	104,120,000	80,645,000	

(単位：円)

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
産業振興基礎強化費補助金	65,620,581	65,620,581	人件費、事務費等
中小企業総合支援事業補助金	70,468,449	69,334,582	支援体制整備事業等
海外事務所管理運営事業補助金	135,219,527	135,219,527	海外事務所管理運営
沖縄県産業振興基金事業補助金	3,978,681	3,978,681	中小企業支援プロジェクト
合 計	275,287,238	274,153,371	

損失補償金の交付

中小企業機械類貸与事業の損失補償について、損失補償契約に基づき22,009,994円を交付している。

貸付金の状況

令和3年度における沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付規程等に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	前年度末残高	令和3年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
機械類貸与資金貸付金	1,392,034,378	400,000,000	336,417,000	1,455,617,378
設備導入資金貸付金	31,345,000	0	13,082,500	18,262,500
合 計	1,423,379,378	400,000,000	349,499,500	1,473,879,878

11 公益財団法人沖縄県産業振興公社（出資・補助金・損失補償・貸付金）

(1) 事業の概要

当法人は、県内商工業の生産技術向上及び経営の合理化等を促進するため、設備の近代化、下請取引の円滑化、情報収集・提供、中小企業の活性化、創造的中小企業の支援、経営革新等をパブリックアプローチする中小企業支援センター業務、その他産業振興に必要な事業を行い、もって本県産業の健全な発展に寄与することを目的として、昭和46年12月に財団法人沖縄県中小企業設備貸与公社として設立された。平成元年4月に財団法人沖縄県産業振興公社に名称変更、平成24年4月に公益認定を受け公益財団法人となっている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 中小企業等の経営革新や経営基盤の強化に関する事業
- ② 創業及び新事業の創出やベンチャー企業の育成に関する事業
- ③ 県内企業等の海外展開に関する事業
- ④ 県内企業等の人材育成に関する事業

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに、補助金等の交付及び事業資金の貸付けを行っている。

- 基本金の出資  
基本金36,100,000円の全額を出資している。

令和3年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

12 一般財団法人沖縄 I T イノベーション戦略センター（出資・補助金）

(1) 事業の概要

当法人は、沖縄県経済の振興を図る産業支援機関として、最先端の I T イノベーションを活用する場や機会を提供することにより県内産業界の課題解決と新たな価値創造を実現することを目的に、平成30年5月に設立された。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① ResorTech0kinawa未来創造事業
- ② GIGAスクール推進支援業務
- ③ アジア I T ビジネス活性化推進事業
- ④ 先端 I T 活用促進事業
- ⑤ 沖縄県行政ネットワークの管理・保守業務
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症対策関係事業
- ⑦ 沖縄県補助事業（未来の I T 人材創造事業、サイバーセキュリティ人材創出促進事業）
- ⑧ その他自主事業

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに、補助金を交付している。

- 基本金の出資  
基本金355,000,000円のうち、150,000,000円、42.3%を出資している。

令和3年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)			
区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
未来のIT人材創出促進事業補助金	1,394,027	1,115,221	学生等IT人材育成支援
サイバーセキュリティ人材創出促進事業補助金	11,837,520	7,796,398	サイバーセキュリティ人材育成
<b>合 計</b>	<b>13,231,547</b>	<b>8,911,619</b>	

### 13 沖縄県中小企業団体中央会（補助金・貸付金）

#### (1) 事業の概要

県は、県内における中小企業等協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の組織、事業及び経営の指導並びに連絡、その他の組合の健全な発展を図るために必要な事業を行い、あわせて中小企業の振興を図ることを目的とする当中央会に対し、その事業を促進していくため、組織化指導費補助金を交付し、また組織強化育成資金貸付金の原資を貸し付けている。

#### (2) 財政的援助等の内容

県は、当中央会に対して次のとおり補助金を交付するとともに、貸付金の貸付けを行っている。

##### ア 補助金の交付

令和3年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)			
区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県組織化指導費補助金	114,606,534	106,302,000	指導員及び職員の高齢者組合等の指導事業等

##### イ 貸付金の状況

令和3年度における沖縄県中小企業振興資金融資制度要綱に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

(単位：円)			
区 分	前年度末残高	令和3年度	
		貸付金	年度末残高
組織強化育成資金	0	58,226,000	58,226,000
			0

### 14 バイオセンター運営共同体（公の施設の指定管理）

#### (1) 事業の概要

当共同体は、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの管理運営業務を営むことを目的として平成29年9月に設立された。県は、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの

設置及び管理に関する条例（平成15年沖縄県条例第14号）第3条の規定により、当共同体を指定管理者として平成30年度から沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの管理を行わせている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 利用許可、許可取消等に関する業務
- ② 利用料金の収受等に関する業務
- ③ センターの施設及び付属設備の維持及び修繕に関する業務
- ④ 受託加工分析事業

#### (2) 財政的援助等の内容

県が沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの管理に関する年度協定書第3条に基づいて当共同体に対し交付した指定管理料は、38,530,000円となっている。

なお、令和3年度の利用料金収入額は、53,686,831円となっている。

### 15 ANAスカイビルサービズ株式会社（公の施設の指定管理）

#### (1) 事業の概要

県は、沖縄国際物流拠点産業集積地域域内施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第42号）第3条の規定により、当法人を指定管理者として平成30年度から航空機整備施設の管理を行わせている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 施設の維持管理に関する業務
- ② 施設の運営支援に関する業務

#### (2) 財政的援助等の内容

県が航空機整備施設の管理運営に関する年度協定書第4条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、47,027,371円となっている。

### 16 沖縄国際物流拠点うるま地区管理運営企業体（公の施設の指定管理）

#### (1) 事業の概要

当企業体は、沖縄国際物流拠点産業集積地域うるま地区内賃貸工場及びうるま地区内企業立地サポートセンターの管理運営業務を営むことを目的として平成30年1月に設立された。県は、沖縄国際物流拠点産業集積地域域内施設の設置及び管理に関する条例第3条の規定により、当企業体を指定管理者として平成30年度から沖縄国際物流拠点産業集積地域域うるま地区内賃貸工場及びうるま地区内企業立地サポートセンターの管理を行わせている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 国際物流拠点産業集積地域うるま地区の維持管理に関する業務
- ② 企業誘致活動支援及び立地企業の事業支援に関する業務
- ③ その他管理運営業務に付帯する業務

#### (2) 財政的援助等の内容

県が沖縄国際物流拠点産業集積地域うるま地区内賃貸工場及びうるま地区内企業立地サポートセンターの管理運営に関する年度協定書第4条第1項に基づいて当企業体に対し交付した指定管理料は、33,174,167円となっている。

## 17 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアム（公の施設の指定管理）

### (1) 事業の概要

当団体は、沖縄情報通信センターの管理運営業務を営むことを目的として平成29年10月に設立された。

県は、沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例（平成26年沖縄県条例第56号）第3条の規定により、当団体を指定管理者として平成30年4月から沖縄情報通信センターの管理を行っている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 施設運営業務
- ② 建築設備の維持管理
- ③ 保安警備・清掃及び植栽管理
- ④ 防災管理等

### (2) 財政的援助等の内容

県が沖縄情報通信センターの管理運営に関する年度協定書第3条に基づいて当団体に対し交付した指定管理料は、106,786,572円となっている。

## 19 株式会社コンベンションリンクエージ（公の施設の指定管理）

### (1) 事業の概要

県は、沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第44号）第3条の規定により、当法人を指定管理者として令和2年度から沖縄コンベンションセンターの管理を行っている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 利用許可、許可取消等に関する業務
- ② 利用料金の収受等に関する業務
- ③ センターの施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務

### (2) 財政的援助等の内容

沖縄コンベンションセンターの管理運営に関する基本協定書第37条第1項に基づき、利用料金を当法人の収入としており、その収入をもって、当法人は本業務の実施に係る費用を賄っている。また、同条第2項に基づき、同協定書第61条に規定する自主事業に付随する収入等も同様に、当法人の収入としている。

なお、令和3年度の利用料金収入額は、299,167,000円となっている。

## 18 公益財団法人沖縄県スポーツ協会（補助金）

### (1) 補助の目的

県は、本県スポーツの振興と県民の健康、体力の増進を図るため、当法人の事業並びに運営に要する経費に対し補助金を交付している。

また、スポーツコンベンションの拡大発展を図ることを目的に、沖縄21世紀ビジョンの施策であるスポーツアイランド沖縄の形成に向けて、スポーツコンベンション誘致・受入のワンストップ窓口としてのスポーツコミッション沖縄の実施体制に要する経費に対し、補助金を交付している。

### (2) 補助事業の内容

令和3年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

（単位：円）

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県社会体育活動費補助金	82,035,943	78,106,000	県民体育大会事業費 競技力向上対策事業費 スポーツ少年団育成事業費 スポーツ圏・科学研究事業費
スポーツコミッション沖縄体制整備事業補助金	30,003,579	30,000,000	
合 計	112,039,522	108,106,000	

## 20 ザ・テラスホテルズ株式会社（公の施設の指定管理）

### (1) 事業の概要

当法人は、昭和58年の沖縄県「ブセナリゾート事業計画」のホテル開発に伴い昭和60年「名護国際観光株式会社」として設立、平成14年に「ザ・テラスホテルズ株式会社」へ社名を変更した。

県は、万国津梁館の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第45号）第3条の規定により、当法人を指定管理者として平成24年度から万国津梁館の管理を行っている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 利用許可、利用料金の収受に関する業務
- ② 施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- ③ その他津梁館の管理運営に関する業務

### (2) 財政的援助等の内容

県が万国津梁館管理運営に関する年度協定書第3条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、48,472,000円となっている。

なお、令和3年度の利用料金収入額は、22,157,756円となっている。

## 21 沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズ（公の施設の指定管理）

### (1) 事業の概要

当団体は、沖縄空手会館の管理運営業務を営むことを目的として令和元年10月に設立された。県は、沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例（平成28年沖縄県条例第28号）第3条の規定により、当団体を指定管理者として令和2年4月から沖縄空手会館の管理を行っている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 利用許可、撮影許可、利用許可の取消、原状回復命令等に関する業務
- ② 利用料金の収受、減免、返還等に関する業務
- ③ 観覧料の収受、減免、返還等に関する業務
- ④ 会館の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務

## (2) 財政的援助等の内容

県が沖縄空手会館の管理運営に関する年度協定書第4条に基づいて当団体に對し交付した指定管理料は、58,026,000円となっている。  
なお、令和3年度の利用料金収入額は、11,251,162円となっている。

## 22 一般財団法人沖縄美ら島財団（公の施設の指定管理・補助金）

### (1) 事業の概要

県は、当法人を指定管理者として、沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第17条の規定により平成18年度から県営首里城公園の管理を、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第4条の規定により平成25年度から沖縄県立名護青少年の家を、沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第4条の規定により平成28年度から沖縄県立博物館・美術館の管理を、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の規定に基づき沖縄県が内閣府沖縄総合事務局より管理許可を受け、沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第56号）第3条の規定により平成30年度（平成31年2月）から沖縄県国営沖縄記念公園内施設（首里城地区内施設、海洋博覧会地区内施設）の管理を行わせている。

- ① 県営首里城公園の管理運営
- ② 沖縄県立名護青少年の家の管理運営
- ③ 沖縄県立博物館・美術館の管理運営
- ④ 沖縄県国営沖縄記念公園内施設（首里城地区内施設、海洋博覧会地区内施設）の管理運営
- ⑤ 亜熱帯性動植物の調査研究

### (2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に對して下記のとおり指定管理料等を交付している。  
ア 首里城公園の管理に関する年度協定書第4条に基づいて当法人に對し交付した指定管理料は、161,461,666円となっている。

なお、県営首里城公園の管理に関する基本協定書第33条から第35条に基づく令和3年度の利用料金収入額（駐車場収入）は、18,976,530円となっている。

イ 沖縄県立青少年の家の管理に関する年度協定書第3条に基づいて当法人に對し交付した指定管理料は、40,720,000円となっている。

なお、沖縄県立青少年の家の管理に関する基本協定書第37条に基づく令和3年度の利用料金収入額は、920,460円となっている。  
ウ 沖縄県立博物館・美術館の管理運営に関する年度協定書第4条に基づいて当法人に對し交付した指定管理料は、339,850,000円となっている。

なお、沖縄県立博物館・美術館の管理運営に関する基本協定書第45条に基づく令和3年度の利用料金収入額（観覧料等収入）は、39,465,778円となっている。

エ 沖縄県国営沖縄記念公園内施設（首里城地区内施設）の管理運営に関する基本協定書第39条に基づき、当法人に對し指定管理料の交付は行っていないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け入場料収入が激減したため、同協定書第42条に規定する固定納付金相当額34,722,059円の補助金を交付している。

なお、同協定書第38条に基づく令和3年度の利用料金収入額（入場料収入）は、68,757,700円となっている。

オ 沖縄県国営沖縄記念公園内施設（海洋博覧会地区内施設）の管理運営に関する年度協定書第5条に基づいて当法人に對し交付した指定管理料は1,317,958,400円、沖縄県国営沖縄記念公園内施設（海洋博覧会地区内施設）の大規模修繕に関する年度協定書第4条に基づいて当法人に對し交付した指定管理料は、95,845,680円となっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け入場料収入が激減したため、沖縄県国営沖縄記念公園内施設（海

博覧会地区内施設）の管理運営に関する基本協定書第41条に規定する固定納付金相当額275,297,948円の補助金を交付している。

なお、同協定書第37条に基づく令和3年度の利用料金収入額（入場料収入）は、806,898,430円となっている。

## 23 沖縄県住宅供給公社（出資・公の施設の指定管理・貸付金）

### (1) 事業の概要

当公社は、昭和41年に設立された「琉球土地住宅公社」を前身とし、昭和47年5月15日の復帰と同時に、地方住宅供給公社法に基づく公社に移行し、昭和47年8月に「沖縄県住宅供給公社」として発足している。

当公社は、これまでに分譲住宅事業など居住環境の良好な住宅や宅地を供給する事業等を行ってきたが、昭和53年度から県営住宅の管理業務等の受託事業を中心として事業を実施している。県は、沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和48年沖縄県条例第45号）第65条の規定により、当公社を指定管理者として平成18年度から県営住宅（中部、南部地区）の管理を行わせている。

令和3年度に行つた主な事業は次のとおりである。

- ① 公社住宅等の管理
  - ・ 賃貸住宅6団地527戸の管理業務
  - ・ 分譲住宅8団地16戸の割賦金収入の管理業務
  - ・ 分譲住宅8団地25戸の一部土地賃貸料収入の管理業務
- ② 保有資産の処分事業
  - ・ 未利用地の売却処分（宮平ハイズ） 53,00㎡
  - ・ 彌井団地の建替余剰地の売却処分 1,969.53㎡
  - ・ 豊見城団地豊見城駐在所跡地の売却処分 285.58㎡
- ③ 受託業務
  - ・ 県営住宅管理業務（101団地） 14,305戸
  - ・ 豊見城市改良住宅管理業務（1団地） 419戸
  - ・ 浦添市菅住宅管理業務（3団地） 268戸
  - ・ 県職員住宅管理業務（5団地） 259戸
  - ・ 県教職員住宅管理業務（44棟） 275戸
  - ・ 県営住宅建物明渡し強制執行業務
  - ・ 県営住宅家賃滞納対策相談業務
  - ・ 県営住宅家賃等長期滞納整理業務
  - ・ 高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進に係る付帯事務
  - ・ 住まいの総合相談窓口業務
  - ・ 県営住宅火災補修業務
  - ・ 浦添市菅住宅火災補修業務
- ④ その他業務
  - ・ 沖縄県居住支援協議会事務局

### (2) 財政的援助等の内容

県は、当公社に對し次のとおり資本金を出資するとともに、指定管理料の交付及び資金の貸付を行っている。

- ア 資本金の出資
  - ・ 資本金1,014,887,500円の全額を出資している。
- イ 指定管理料の交付
  - ・ 県が、沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書第8条第1項に基づいて、当公社に對し交付した指定管理料は、合計219,631,000円である。





**(2) 財政的援助等の内容**

県が与那原マリーナの管理運営に関する年度協定書第4条第1項に基づいて当企業体に対し交付した指定管理料は、44,305,000円となっている。  
なお、令和3年度の利用料金収入額（与那原船だまり分）は、2,001,560円となっている。

**29 学校法人KBC学園（公の施設の指定管理・補助金）**

**(1) 事業の概要**

県は、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第4条の規定により、当法人を指定管理者として平成22年度から沖縄県立糸満青少年の家の管理を行わせている。

- 令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。
- ① 青少年に対する研修事業の実施に関する業務
- ② 青少年の家の利用料金の収受に関する業務
- ③ 青少年の家の施設等の維持及び修繕に関する業務

**(2) 財政的援助等の内容**

県は、当法人に対して次のとおり指定管理料及び補助金を交付している。

ア 指定管理料の交付

県が沖縄県立青少年の家の管理に関する年度協定書第3条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、44,489,000円となっている。

なお、令和3年度の当法人の利用料金収入額は、946,360円となっている。

イ 補助金の交付

令和3年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立専修学校職業教育等振興費補助金（大学入学資格付与校）	43,179,846	7,239,000	専修学校職業教育振興
沖縄県私立専修学校職業教育等振興費補助金（職業実践専門課程）	6,483,158	6,231,000	専修学校職業教育振興
戦略的デジタルコンテンツ創出促進補助金	11,547,670	11,547,670	戦略的デジタルコンテンツ創出促進
沖縄県私立専修学校等感染症対策支援事業補助金	1,854,505	919,000	私立専修学校等感染症対策支援事業
<b>合 計</b>	<b>63,065,179</b>	<b>25,936,670</b>	

（単位：円）

**30 特定非営利活動法人ばんず（公の施設の指定管理）**

**(1) 事業の概要**

県は、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第4条の規定により、当法人を指定管理者として平成24年度から沖縄県立宮古青少年の家の管理を行わせている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 青少年に対する研修事業の実施に関する業務

- ② 青少年の家の利用料金の収受に関する業務
- ③ 青少年の家の施設等の維持及び修繕に関する業務

**(2) 財政的援助等の内容**

県が沖縄県立青少年の家の管理に関する年度協定書第3条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、39,064,000円となっている。

なお、令和3年度の利用料金収入額は、25,590円となっている。

**31 特定非営利活動法人八重山星の会（公の施設の指定管理）**

**(1) 事業の概要**

県は、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第4条の規定により、当法人を指定管理者として平成24年度から沖縄県立石垣青少年の家の管理を行わせている。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 青少年に対する研修事業の実施に関する業務
- ② 青少年の家の利用料金の収受に関する業務
- ③ 青少年の家の施設等の維持及び修繕に関する業務

**(2) 財政的援助等の内容**

県が沖縄県立青少年の家の管理に関する年度協定書第3条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、39,019,000円となっている。

なお、令和3年度の当法人の利用料金収入額は、653,280円となっている。

**32 公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議（出資）**

**(1) 事業の概要**

当法人は、暴力団による不当な行為を防止し、安全で住みよい沖縄県の実現に寄与することを目的に、県民総ぐるみの暴力団追放運動の中核機関として暴力団追放の諸事業を行うため、平成3年11月に設立された。

令和3年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 暴力団の不当行為の防止に関する広報啓発活動
- ② 民間の暴力団排除活動の支援
- ③ 暴力団の不当行為等に関する相談活動
- ④ 暴力団からの離脱援助活動
- ⑤ 不当要求防止責任者講習
- ⑥ 暴力団対策等に係る調査研究

**(2) 財政的援助等の内容**

県は、当法人に対して基本財産に充当した正味財産589,334,500円のうち、468,985,500円、79.6%を出資している。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
---	--